

令和4年度以降（2022年度以降）の調達価格等について

㉔水力（1,000kW以上5,000kW未満）新設：

	(参考) 2021年度	(参考) 2022年度	2023年度
FIT調達価格	27円/kWh+消費税		
FIP基準価格		27円/kWh	27円/kWh
調達期間/交付期間	20年間	20年間	20年間

㉕水力（1,000kW以上5,000kW未満）既設導水路活用型：

	(参考) 2021年度	(参考) 2022年度	2023年度
FIT調達価格	15円/kWh+消費税		
FIP基準価格		15円/kWh	15円/kWh
調達期間/交付期間	20年間	20年間	20年間

令和4年度以降（2022年度以降）の調達価格等について

13

⑯水力（5,000kW以上30,000kW未満）新設：

	(参考) 2021年度	(参考) 2022年度	2023年度
FIT調達価格	20円/kWh+消費税		
FIP基準価格		20円/kWh	16円/kWh
資本費	69万円/kW	2021年度の想定値を据え置き	51万円/kW
運転維持費	0.95万円/kW/年	2021年度の想定値を据え置き	2022年度の想定値を据え置き
設備利用率	45%	2021年度の想定値を据え置き	2022年度の想定値を据え置き
IRR（税引前） (法人税等の税引前の内部収益率)	7%	2021年度の想定値を据え置き	2022年度の想定値を据え置き
調達期間/交付期間	20年間	20年間	20年間
⑰水力（5,000kW以上30,000kW未満）既設導水路活用型：			
	(参考) 2021年度	(参考) 2022年度	2023年度
FIT調達価格	12円/kWh+消費税		
FIP基準価格		12円/kWh	9円/kWh
資本費	34.5万円/kW	2021年度の想定値を据え置き	26万円/kW
運転維持費	0.95万円/kW/年	2021年度の想定値を据え置き	2022年度の想定値を据え置き
設備利用率	45%	2021年度の想定値を据え置き	2022年度の想定値を据え置き
IRR（税引前） (法人税等の税引前の内部収益率)	7%	2021年度の想定値を据え置き	2022年度の想定値を据え置き
調達期間/交付期間	20年間	20年間	20年間

令和4年度以降（2022年度以降）の調達価格等について

14

⑧バイオマス（一般木材等（2,000kW未満））：

	(参考) 2021年度	(参考) 2022年度	2023年度
FIT調達価格	24円/kWh+消費税	24円/kWh+消費税（注10）	24円/kWh+消費税（注10）
FIP基準価格		24円/kWh	24円/kWh
調達期間/交付期間	20年間	20年間	20年間

(注10) 2022・2023年度については、自家消費/地域消費・地域一体型の地域活用要件を満たすもののみ、FIT制度を適用。ただし、沖縄・離島等供給エリアは、地域活用要件を求めないことにとする。

⑨バイオマス（一般木材等（2,000kW以上10,000kW未満））：

	(参考) 2021年度	(参考) 2022年度	2023年度
FIT調達価格	24円/kWh+消費税	24円/kWh+消費税（注11）	24円/kWh
FIP基準価格		24円/kWh	24円/kWh
調達期間/交付期間	20年間	20年間	20年間

(注11) 2022年度については、自家消費/地域消費・地域一体型の地域活用要件を満たすもののみ、FIT制度を適用。ただし、沖縄・離島等供給エリアは、地域活用要件を求めないことにとする。

⑩バイオマス（一般木材等（10,000kW以上）・液体燃料）：

	(参考) 2021年度	(参考) 2022年度	2023年度
FIT調達価格	入札制 供給価格上限額は18.5円/kWh (事前非公表)	入札制	入札制 (事前非公表)
FIP基準価格		20年間	20年間
調達期間/交付期間		20年間	20年間

令和4年度以降（2022年度以降）の調達価格等について

15

③バイオマス（未利用材（2,000kW未満））：

	(参考) 2021年度 ※FIT/FIPが選択可能	(参考) 2022年度 ※FIT/FIPが選択可能	2023年度 ※FIT/FIPが選択可能
FIT調達価格	40円/kWh+消費税	40円/kWh+消費税（注12）	40円/kWh+消費税（注12）
FIP基準価格		40円/kWh	40円/kWh
調達期間／交付期間	20年間	20年間	20年間

（注12）2022・2023年度については、自家消費／地域消費・地域一体型の地域活用要件を満たすもののみ、FIT制度を適用。ただし、沖縄・離島等供給エリアは、地域活用要件を求めないこととする。

④バイオマス（未利用材（2,000kW以上））：

	(参考) 2021年度	(参考) 2022年度	2023年度
FIT調達価格	32円/kWh+消費税	32円/kWh+消費税（注13）	
FIP基準価格		32円/kWh	32円/kWh
調達期間／交付期間	20年間	20年間	20年間

（注13）2022年度については、10,000kW未満であって、自家消費／地域消費・地域一体型の地域活用要件を満たすもののみ、FIT制度を適用。ただし、沖縄・離島等供給エリアは、地域活用要件を求めないこととする。

令和4年度以降（2022年度以降）の調達価格等について

16

③)バイオマス（建設資材廃棄物）：

	(参考) 2021年度	(参考) 2022年度	2023年度
FIT調達価格	13円/kWh+消費税	13円/kWh+消費税（注14）	13円/kWh+消費税（注15）
FIP基準価格		13円/kWh	13円/kWh
調達期間／交付期間	20年間	20年間	20年間

④)バイオマス（一般廃棄物その他バイオマス）：

	(参考) 2021年度	(参考) 2022年度	2023年度
FIT調達価格	17円/kWh+消費税	17円/kWh+消費税（注14）	17円/kWh+消費税（注15）
FIP基準価格		17円/kWh	17円/kWh
調達期間／交付期間	20年間	20年間	20年間

⑤)バイオマス（メタン発酵バイオガス発電）：

	(参考) 2021年度	(参考) 2022年度	2023年度
FIT調達価格	39円/kWh+消費税	39円/kWh+消費税（注14）	35円/kWh+消費税（注15）
FIP基準価格		39円/kWh	35円/kWh
資本費	392万円/kW	2021年度の想定値を据え置き	243万円/kW
運転維持費	18.4万円/kW/年	2021年度の想定値を据え置き	18.4万円/kW/年
設備利用率	90%	2021年度の想定値を据え置き	70%
IRR（税引前） (法人税等の税引前の内部収益率)	1%	2021年度の想定値を据え置き	2022年度の想定値を据え置き
調達期間／交付期間	20年間	20年間	20年間

(注14) 2022年度については、10,000kW未満であって、自家消費／地域消費・地域一体型の地域活用要件を満たすものののみ、FIT制度を適用。ただし、沖縄・離島等供給エリアは、地域活用要件を求めないこととする。

(注15) 2023年度については、2,000kW未満であって、自家消費／地域消費・地域一体型の地域活用要件を満たすものののみ、FIT制度を適用。ただし、沖縄・離島等供給エリアは、地域活用要件を求めないこととする。

(参考) FIT/FIP・入札の対象（太陽光・風力）のイメージ

太陽光	FIT(住宅用) FIT(地域活用要件あり)	FIT(入札対象外)	FIT(入札)	FIP(入札)
2022年度		FIP(入札対象外)	*選択可能	FIP(入札) ※既築の建物への屋根設置は入札免除
2023年度		FIT(入札対象外) ^{注1)} FIP(入札)	FIP(入札対象外) ^{注1)} FIP(入札)	FIP(入札)
2024年度		FIP(入札対象外) ^{注1)} FIP(入札対象外) ^{※選択可能}	FIP(入札) ※選択可能	FIP(入札)
0kW 10kW	50kW 注2)	250kW 注2)	500kW 注2)	1,000kW
陸上風力	FIT(入札対象外)		FIT(入札) ^{注3)}	
2022年度			FIP(入札対象外) ※選択可能	
2023年度			FIP(入札) ^{注3)}	
0kW	50kW			
着床式 海上風力 ^{注5)}			FIT(再エネ海域利用法適用外は入札対象外)	
2022年度			FIP(再エネ海域利用法適用外は入札対象外) ※選択可能	
2023年度			FIT(入札)	
2024年度			FIP(入札) ※選択可能	
0kW	50kW			

注1) 太陽光の2023年度、2024年度の入札対象の閾値は、2022年度の閾値をそのまま仮定していることに留意。注2) 2024年度(FIP制度のみ認められる対象は原則250kW以上) FIP制度を選択可能とする。注3) リフレースは入札対象外。なおかつ1,000kW未満は、FIT/FIPが選択可能。注4) 沖縄地域・離島等供給エリアは地域活用要件なしでFIT制度を選択可能。注5) 浮体式海上風力については、FIT/FIPが選択可能。

(参考) FIT/FIP・入札の対象(地熱・中小水力・バイオマス) のイメージ 18

地熱・中小水力 ^{注)}	FIT (地域活用要件あり)		FIP (入札対象外)
2022~2024年度	0kW	50kW	1,000kW
バイオマス (一般木質等)	FIT (地域活用要件あり) FIP (入札対象外) ※選択可能		FIP (入札)
2022年度			FIP (地域活用要件あり) FIP (入札対象外) ※選択可能
2023年度			FIP (地域活用要件あり) FIP (入札対象外) ※選択可能
バイオマス (液体燃料)	0kW	50kW	2,000kW
2022・ 2023年度			FIP (入札)
バイオマス (その他)	0kW	50kW	10,000kW
2022年度	FIT (地域活用要件あり) FIP (入札対象外) ※選択可能		FIP (入札対象外)
2023年度	FIT (地域活用要件あり) FIP (入札対象外) ※選択可能		FIP (入札対象外)
	0kW	50kW	2,000kW
			10,000kW

注) 地熱・中小水力発電のリプレースは新設と同様の取扱い。

※沖縄地域・離島等供給エリアはいずれの電源も地域活用要件なしでFITを選択可能とする。

再生可能エネルギー

▶日本のエネルギーの現状と再生可能エネルギー

FIT・FIT制度 ガイドブック 2022年度版



再生可能エネルギーをつくること。
再生は、日本の未来をつくること。

再生可能エネルギーの3つのベネフィット

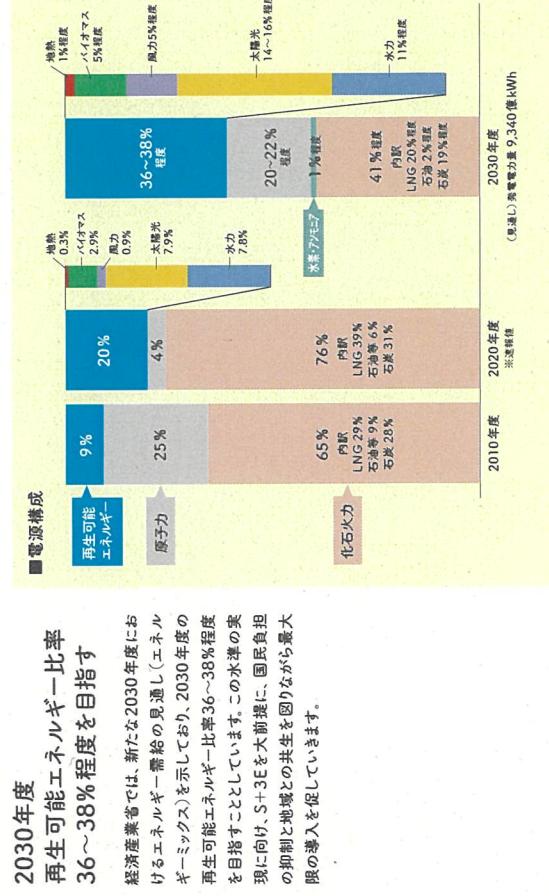
日本のエネルギー 自給率をアップ	日本の技術を活かし 新たな産業を創出	CO ₂ 排出が少なく 地球にやさしい
太陽、風、水、地熱、森林といった日本にある自然のチカラを効率的に電気へ。エネルギー自給率の向上につながります。	新しい蓄電技術を開拓し、国際競争力を高めただけでなく、最新の発電施設を建設することで、新たな産業を広げています。	化石燃料を使う場合と比べると、環境への影響を最小限に抑えることができ、地球全体の環境問題の解決につながります。

再生可能エネルギーの目指すべき方向性

「最大限の導入を促す」

世界的には、発電コストが急速に低減し、他の電源と比べてもコスト競争力のある電源となってきており、導入量が急増しています。政府が2021年10月に閣議決定した「第6次エネルギー基本計画」では、地域と共生する形での適地確保、事業規律の強化、コスト低減・市場への統合・系統制約の克服、技術開発の推進などを進め、最大限の導入を促していくという方向性が示されています。

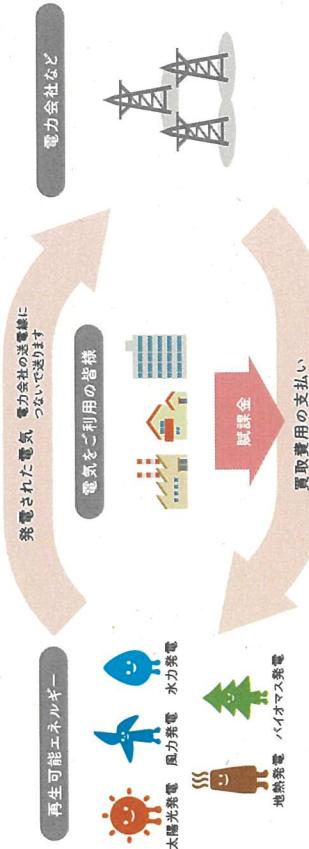
エネルギー믹스の実現



再生可能エネルギーFIT制度の概要

固定価格買取制度(FIT制度)の仕組み

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」は、再生可能エネルギーで発電した電気を、電力会社が一定価格で一定期間販賣することによって実現する制度です。電力会社が販賣する費用の一部を電気の使用料金から賦課金などによって回収の見通しが立ちやすくなり、より普及が進みます。

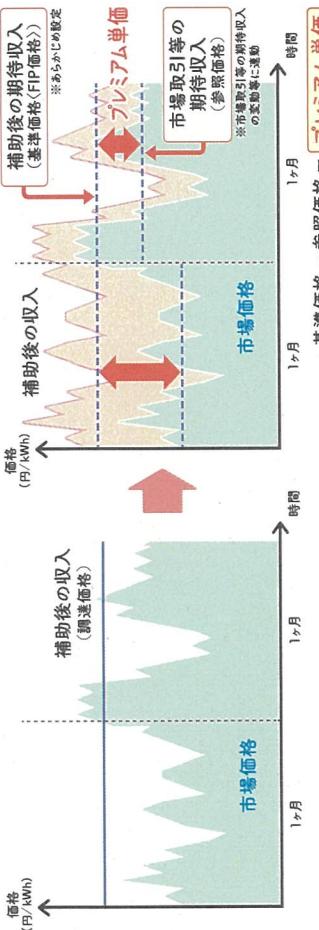


FIP(Fee-in Premium)制度の仕組み

再生可能エネルギーの電力市場への統合を図るために、2022年度からFIT制度に加えて、市場運営型のFIP制度が導入されます。FIP制度の認定を受けた方は、発電した再生可能エネルギー電気を、卸電気販売市場や相対取引により自ら市場で売電することになります。その際、あらかじめ設定された基準価格(FIP価格)から、参照価格(市場取引等)により期特される販売額(プレミアム)を控除した額(プレミアム単価)が、1ヶ月毎に決定され、当該発電事業者に交付されることになります。

FIP制度 価格が一定で、収入はいつ発電しても同じ

- ② 需要ピーク時(市場価格が高い時)に蓄電池の活用などで供給量を増やすインセンティブあり
- ※供給量を増やすインセンティブなし



再生可能エネルギー賦課金(再エネ賦課金)

固定価格買取制度で貢献される再生可能エネルギー電気の貲りに要した費用は、電気の使用料金から広く集められる再エネ賦課金によってまかなわれます。再生可能エネルギーで発電された電気は、日々使う電気の一部として供給されているため、再エネ賦課金は、毎月の電気料金とあわせていただいています。

$$\text{電気料金} + \text{再エネ賦課金} = \text{月々の電力会社へのお支払い}$$

〈再エネ賦課金の算定方法〉
(2023年5月施行分の電気料金から適用される基準)

ご自身がご使用した電気の量(kWh) × 3.45円／kWh*

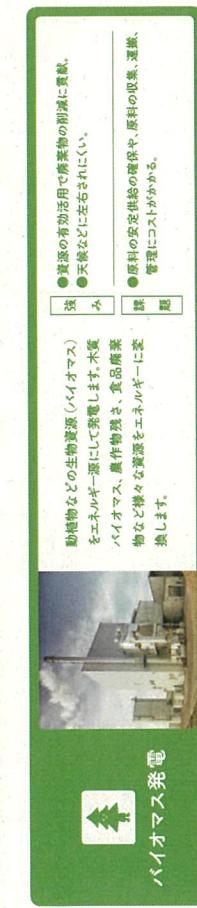
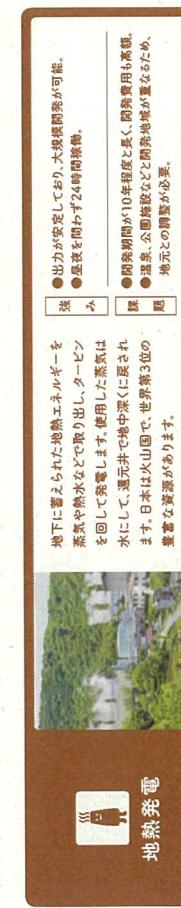
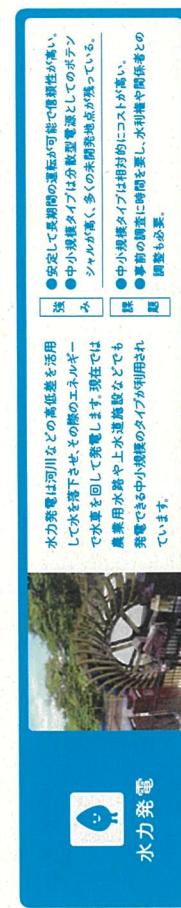
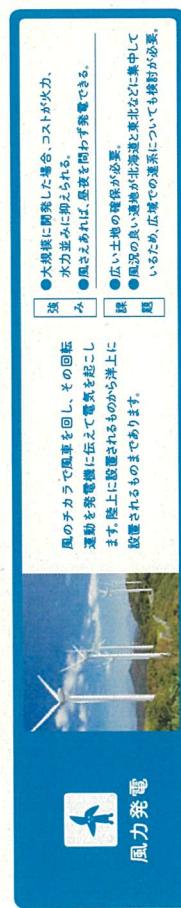
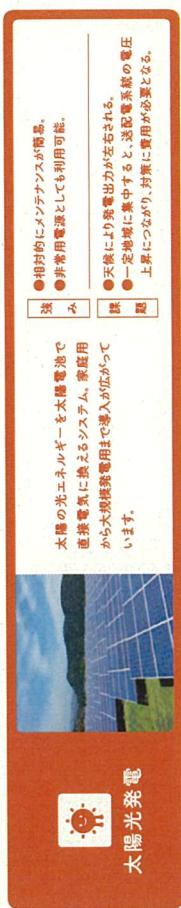
再エネ賦課金
ご自身がご使用した電気の量(kWh) × 3.45円／kWh
http://www.youtube.com/watch?v=HNm08ZsGUr4
※ただし、大量の電力を消費する事業所で、国が定める要件に該当する方は、再生可能エネルギー賦課金の額が減免されます。

▶再生可能エネルギーFIT制度の概要

対象となる再生可能エネルギー

「太陽光」「風力」「水力」「地熱」「バイオマス」の5つから、いずれかを用い、国が定める要件を満たす事業計画を策定し、その計画に基づいて新たに発電を始められる方が対象です。発電した電気は全量が買取対象になりますが、住宅の屋根に載せるよな10kW未満の太陽光の場合やビル・工場の屋根に載せるよな10~50kWの太陽光の場合には、自分で消費した後の余剰分が買取対象となります。(詳細は7ページ)

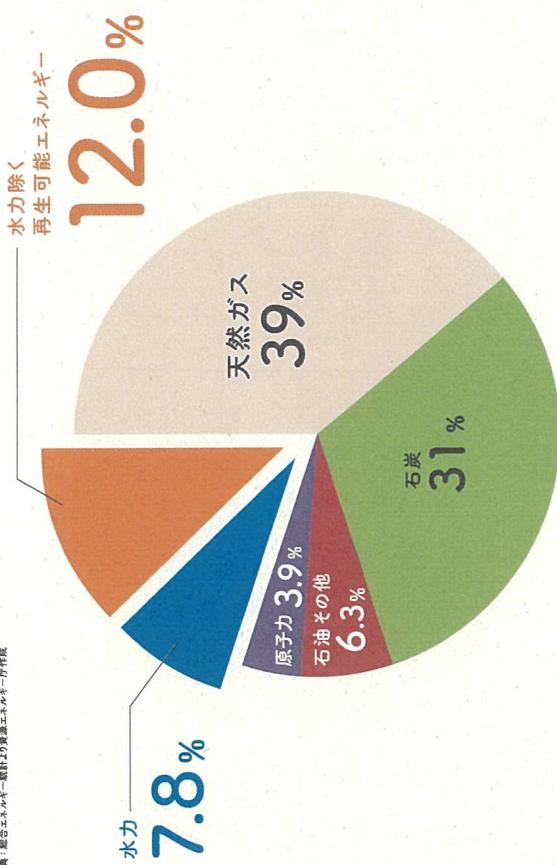
各エネルギーの特徴



▶再生可能エネルギーの導入状況

2020年度の発電電力量のうち、再生可能エネルギーが占める割合は、約20%です。
水力を除く再生可能エネルギーが発電電力量に占める割合は、2.6%(2011年度)から12.0%(2020年度)に増加しました。

我が国の発電電力量の構成(2020年度速報値)



■固定価格買取制度の開始により、各電源で設備の導入が進みました。

発電電力量 (億kWh)	導入水準 (2020年度)	ミックス (2030年度)
太陽光	791	1,290~1,460
風力	90	510
地熱	30	110
水力	784	980
バイオマス	288	470

※太陽光の「ミックスに対する導入率」はミックスで示された値の中間値に対する導入量の比率。

▶2022年度以降のFIT/FIP・入札制度の対象

2022年度以降のFIT/FIP・入札制度の対象【太陽光・風力】(参考)

2022年度のFIT/FIP・入札制度の対象については、調達価格等算定委員会「令和4年度以降の調達価格等に関する意見」において、以下の内容が取りまとめられています。

2022年度は、風力以外に、一定規模以上の新規設定はFIT認定のみを認めることがあります。また、全電源50kW以上は事業者が希望すればFIP制度の選択が可能です。なお、底にFIT認定を受けている事業も、50kW以上は事業者が希望すればFIPに移行することが可能です。

2022年度以降のFIT/FIP・入札の対象【地熱・中小水力・バイオマス】(参考)

2022年度のFIT/FIP・入札制度の対象については、調達価格等算定委員会「令和4年度以降の調達価格等に関する意見」において、以下の内容が取りまとめられています。

2022年度は、FIP制度の選択が可能です。また、全電源50kW以上は事業者が希望すればFIPが選択可能です。

地熱・中小水力	
2022~2024年度	FIT(地域活用要件あり) FIP(入札対象外)
0kW	50kW 1,000kW 10,000kW
バイオマス(一般木質等)	
2022年度	FIT(地域活用要件あり) FIP(入札)
2023年度	FIT(地域活用要件あり) FIP(入札対象外)※選択可能 FIP(入札対象外)※選択可能
0kW	50kW 1,000kW 2,000kW 10,000kW
バイオマス(液体燃料)	
2022~2023年度	FIP(入札)
0kW	50kW 1,000kW 2,000kW 10,000kW
バイオマス(その他)	
2022年度	FIT(地域活用要件あり) FIP(入札対象外)※選択可能
2023年度	FIT(地域活用要件あり) FIP(入札対象外)※選択可能
0kW	50kW 1,000kW 2,000kW 10,000kW
陸上風力	
2022年度	FIT(入札対象外) FIT(入札) ^{*3}
2023年度	FIT(地域活用要件あり) ^{*4} FIP(入札) ^{*3}
0kW	50kW 1,000kW 2,000kW 10,000kW
着床式洋上風力	
2022年度	FIT(再エネ海域利用法適用外は入札対象外) FIP(再エネ海域利用法適用外は入札対象外)※選択可能
2023年度	FIT(入札) FIP(入札)※選択可能
2024年度	FIP(入札)
0kW	50kW 1,000kW 2,000kW 10,000kW

*1 太陽光の2023年度、2024年度の入札対象の範囲は、2022年度の開催をそのまま仮定していることに留意。
*2 2024年度にFIT制度のみ認めた対象は原則250kW以上。
*3 リフレースは、1,000kW以上はFIPのみ、1,000kW未満はFIT(地域活用要件あり)/FIPが選択可能。
*4 リフレースは、1,000kW以上はFIPのみ、1,000kW未満はFIT(地域活用要件あり)/FIPが選択可能。

※5 形式洋上風力については、FIT/FIPが選択可能。
※6 出力30kW未満はFIP対象外。
※7 地熱・中小水力発電のリフレースは新設と同様の取扱い。
※8 沖縄地域・離島等供給エリアはいずれの電源出力によらず地域活用要件なしでFITを選択可能とする。

(参考) FIT調達価格／FIP基準価格

48

電源 【調達/交付期間】	2012 年度	2013 年度	2014 年度	2015 年度	2016 年度	2017 年度	2018 年度	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度	2024 年度	価格目標	
事業用太陽光 (10kW以上) [20年]	40円	36円	32円	29円※1 27円 ※1.7/1～ (利潤配慮期間 終了後)	24円	21円 (10kW以上 2,000kW未 満)	18円 (10kW以上 2,000kW未 満)	14円 (10kW以上 500kW未 満)	14円/13円 (500kW以下)	15.5円 (2,000kW以上)	12円/11.5円 (250kW以上)	11円/10.75円/ 10.5円/10.25円 (250kW以上)	10円/9.88円/ 9.75円/9.63円 (250kW以上)	入札制 (一定規模 以上) ※6	入札制 (一定規模 以上) ※7
住宅用太陽光 (10kW未満) [10年]	42円	38円	37円	33円 ※3 ※3 出力制御対応機器設置義務あり [2020年度以降 は設置義務の有無にかわら可同区分]	31円 ※3	30円 ※3	28円 ※3	26円 ※3	26円 ※3	24円 ※3	21円 ※3	21円 ※3	19円 ※3	17円 ※3	16円 ※3
風力 ※4 [20年]	22円 (陸上20kW以上)	21円 (20kW以上)	20円	19円	18円	19円	17円	16円	16円 ※8	16円 ※8	17円	16円	15円	14円	8～9円 (2030年)
バイオマス [20年]	36円 (洋上風力 (着床式・浮体式))	36円 (着床式)	36円 (着床式)	34円	34円	32円	32円	36円(浮体式)	36円(浮体式)	36円(浮体式)	36円(浮体式)	36円(浮体式)	36円(浮体式)	36円(浮体式)	36円(浮体式)
地熱 ※4 [15年]	24円(バイオマス液体燃料)	24円 (20,000kW以上)	21円 (20,000kW未満)	20.6円 (20,000kW以上)	入札制	入札制	入札制	入札制 (事前非公表)	入札制	入札制	入札制	入札制	入札制	FIT制度 かうの 中長期的な 自立化を 目指す	
水力 ※4 [20年]	24円 (1,000kW以上30,000kW未満)	24円	21円 (20,000kW以上)	21円 (20,000kW未満)	入札制	入札制	入札制	入札制	入札制	入札制	入札制	入札制	入札制	入札制	入札制

※2 10kW以上50kW未満の事業用太陽光発電には、2020年度から自家消費型の地域活用要件を適用する。ただし、営農型太陽光は、10年間の農地転用許可が認められ得る条件は、自家消費を行わない条件であっても、災害時の活用が可能であればFIT制度の新規認定対象とする。
※3 風力、地熱、水力のFIPレースは、別途、新規認定より低い価格を適用。
※4 風力、地熱、水力のFIPの新規認定には、2022年度から自家消費・地域一体型の地域活用要件を適用する。
※5 FITの新規認定には、既存の建物への屋根設置または500kW未満のFIPの新規認定は、入札対象範囲外で調達価格・基準価格9.5円を適用。
※6 既存の建物への屋根設置または1,000kW未満のFIPの新規認定について、2022年度は適用なし。
※7 入札は、FIT新規認定について、2022年度は適用なし。

法定外税の新設・変更への関与の見直し

法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準

「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」(抄)
(平15・11・11 総税企 第179号 各道府県 道府県税所管部長・市町村税所管部長・東京都総務・主税局長あて総務省自治税務局長通知)

第1 法定外税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準

1. 処理の基本的事項

総務大臣は、以下に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意するものとする。

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- (3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

2. 基本的事項に係る考慮すべき事項等

(1)から(3)までの事由については、それぞれ次のことに留意するものとする。

- (1) 「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること」については、「国税又は他の地方税と課税標準を同じくし」とは、実質的に見て国税又は地方税と課税標準が同じである場合を含むものであり、「住民の負担が著しく過重となること」とは、住民(納税者)の担税力、住民(納税者)の受益の程度、課税を行う期間等から判断して明らかに、住民の負担が著しく過重となると認められることをいうものである。
- (2) 「地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること」とは、課税の目的、内容及び方法、流通の状況、流通価格に与える影響等から判断して、当該法定外税が内国関税的なものであるなど、地方団体間における物の流通に重大な障害を与えると認められることをいうものである。
- (3) 「国の経済施策に照らして適当でないこと」については、「国の経済施策」とは、経済活動に関して国の各省庁が行う施策(財政施策および租税施策を含む。)のうち、特に重要な、又は強力に推進を必要とするものをいい、「国の経済施策に照らして適当でないこと」とは、課税の目的、内容及び方法、住民(納税者)の担税力、住民(納税者)の受益の程度、課税を行う期間、税収入見込額、特定の者によって惹起される特別な財政需要に要する費用のために負担を求める税については当該税収を必要とする特別な財政需要の有無等の諸般の事情から判断して、国の経済施策に照らして適当でないと認められることをいうものである。

法定外税の検討に際しての留意事項

「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準及び留意事項等について」(抄)
(平15・11・11 総税企 第179号 各道府県 道府県税所管部長・市町村税所管部長、東京都総務・主税局長あて総務省自治税務局長通知)

第5 法定外税の検討に際しての留意事項

2. その他

法定外税については、税に対する信頼を確保し、地方分権の推進に資するものとなるよう、その創設に当たって、税の意義を十分理解のうえ、慎重かつ十分な検討が行われることが重要であり、特に、次のこと留意すべきである。

- (1) 地方公共団体の長及び議会において、法定外税の目的、対象等からみて、税を手段とすることがふさわしいものであるか、税以外により適切な手段がないかなどについて十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (2) 地方公共団体の長及び議会において、その税収入を確保できる税源があること、その税収入を必要とする財政需要があること、公平・中立・簡素などの税の原則に反するものでないこと等のほか、徴収方法、課税を行う期間等について、十分な検討が行われることが望ましいものであること。
- (3) 法定外税の課税を行う期間については、社会経済情勢の変化に伴う国の経済施策の変更の可能性等にかんがみ、税源の状況、財政需要、住民(納税者)の負担等を勘案して、原則として一定の課税を行う期間を定めることが適当であること。
- (4) 法定外税の創設に係る手続の適正さを確保することに十分留意し、納税者を含む関係者への十分な事前説明を行うことが必要であること。特に、特定かつ少數の納税者に対して課税を行う場合には、納税者の理解を得るよう努めることが必要であること。なお、地方税法第259条第2項、第669条第2項及び第731条第3項の規定により、都道府県又は市町村の議会において特定納税義務者から意見聴取を行う場合には、別途通知した「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に係る特定納税義務者に対する意見聴取について」(平成16年5月19日総税企第73号)を踏まえて意見聴取を実施すること。

6

平成12年当時の同意に係る処理基準について

「法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準等について」
(平12・4・1 自治府第36号 自治市第43号 各道府県総務部長、東京都総務・主税局長あて自治省税務局府県税課長・市町村税課長通知)

地方分権の推進を図るために関係法律の整備等に関する法律(平成11年法律第87号)が原則として平成12年4月1日から施行されることに伴い、同日以後に同法による改正後の地方税法(昭和25年法律第226号)の規定に基づき自治大臣が法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更について同意する際の処理基準及び標準処理期間を下記1及び2のとおり定め、これらの同意を得るための協議の申出に係る手続について、下記3のとおり定めます。貴職におかれましては、この趣旨を御理解いただき、適切に対処されるようよろしくお願ひします。

また、この旨、貴都道府県内市町村に対しても御連絡願います。

記

1 法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る処理基準

自治大臣は、以下に掲げる事由のいずれかがあると認める場合を除き、これに同意するものとすること。

- (1) 国税又は他の地方税と課税標準を同じくし、かつ、住民の負担が著しく過重となること。
- (2) 地方団体間における物の流通に重大な障害を与えること。
- (3) (1)及び(2)に掲げるものを除くほか、国の経済施策に照らして適当でないこと。

2 法定外普通税又は法定外目的税の新設又は変更に対する同意に係る標準処理期間 おおむね3月

3 協議の申出に係る手続(略)

7